

ひとり親家庭の自立支援

—— 自立支援計画策定から ——

杉 本 正

1. 研究目的と論点

近年の離婚件数の増加は著しく、ひとり親家庭なかでも母子家庭が急増している。その生活状況は、家計を支えるための就業、子育て、家事等ひとりで担っていかなければならず、特にひとり親家庭になった直後は、就労、子育て、住居等の面で様々な困難に直面する。こうした状況に対応するために、国は2002（平成14）年に「母子家庭等自立対策大綱」を策定し、2003（平成15）年4月には「母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律」が施行された。改正法ではひとり親家庭になった直後に重点的に支援することに主眼がおかれた。母子自立支援員による相談や情報提供、子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策等が総合的に展開されることになった。

さらに、母子家庭の母の就業確保を推進するため、2003（平成15）年7月に「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」が制定された。また改正法第12条では都道府県及び市町村で自立促進計画についての規定が設けられた。2004（平成17）年度に大阪府H市の「ひとり親家庭自立促進計画」策定に参加し、その調査内容からひとり親家庭、なかでも母子家庭を中心としてその実態と課題を明確にし、ひとり親家庭の自立支援のための施策展開の方向性を考察する。

2. 調査研究の視点

近年の母子世帯の実態をみると、全国母子世帯等調査結果報告〔2003（平成15）年11月1日〕からみると、母子世帯数は、122万5,400世帯で前回〔1998（平成10）年11月1日〕の調査からみると、27万500世帯、28.3%の増加となっており、母子世帯を国民生活基礎調査〔2003（平成15）年6月〕の全世帯数（4,580万世帯）との割合でみると、全体の2.7%を占めている。

このように母子世帯や父子世帯の増加は、離婚件数の増加に伴い、いわゆるひとり親家庭が急増している。ひとり親家庭では、仕事と家庭や子育てを一人で担わなければならず負担が大きくなっており、ひとり親家庭の自立を促進を図りながら、児童の健全な成長を確保することが、重要な福祉行政課題となってきている。

ひとり親家庭の自立支援

このため国においては「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立の支援」を主眼に、「母子及び寡婦福祉法」の改正を行い、それに基づき「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」が定められ、母子家庭等に対する施策が総合的かつ計画的に展開され、効果的に機能するよう、地方公共団体にも自立促進計画を策定するよう求めている。H市においてもこの趣旨を踏まえ、地域の実情に沿った計画策定が進められ、母子家庭だけでなく「ひとり親家庭」（父子家庭を含む）と寡婦を対象とする計画を策定することになり、筆者も「ひとり親家庭自立支援懇話会」のメンバーとして参加。

また、この計画をH市におけるひとり親家庭の自立支援を総合的に計画的に推進させるための指針とし、「母子及び寡婦福祉法」第12条に規定されている「母子家庭及び寡婦自立促進計画」とみなし、あわせて「H市第2次総合計画」を実現させるための分野別計画のひとつと位置づけ、地域福祉計画等の福祉計画との整合性を図りながら策定し、計画の実施にあたっては関係計画との連携を図りながら推進されることになった。

3. 計画策定の方法

(1) アンケート調査の実施

H市のひとり親家庭に対する支援策の方向性を得るため、母子家庭・父子家庭・寡婦における生活実態やニーズを把握するためのアンケート調査を実施し基礎資料とした。

① 調査方法

	母子家庭	父子家庭	寡 婦
調 査 数	2000 件	500 件	500 件
抽出方法	児童扶養手当受給資格者より抽出	住民基本台帳、外国人登録台帳より抽出	H市母子寡婦福祉会会員より抽出
調査方法	郵送による配布・回収		母子寡婦福祉会を通じて配布・回収
調査時期	平成17年10月7日～21日		平成17年10月12日～21日

② 回収状況

	配布数	回収数	無効数	有効回収数	有効回収率
母子家庭 父子家庭	2,000	790	3	724	36.2
	500			63	12.6
寡婦	500	492	3	489	97.8

ひとり親家庭の自立支援

③ 調査の主な内容

- ・回答者の属性
- ・仕事の状況
- ・経済的状況
- ・養育費について
- ・健康や生活の実感と悩みについて
- ・行政の支援策について

(2) グループインタビュー、ヒアリング調査

量的調査で把握しにくい個々の状況を明らかにし、きめ細かな自立支援策の立案を図るために、母子家庭の母親及び寡婦のグループインタビュー並びに、市母子自立支援員のヒアリング調査を行った。

① グループインタビュー（母子家庭の母親及び寡婦）の主な内容

- ・経済的な困難さ
- ・生活自立の困難さ
- ・就業状況
- ・相談窓口
- ・仕事と家庭の両立の困難さ
- ・女性や子どもに対する暴力
- ・ひとり親家庭を取り巻く社会の状況（偏見や差別）
- ・支援への要望

② ヒアリング（母子自立支援員）

- ・相談内容について
- ・ひとり親家庭の就業状況について
- ・相談を通して見えてくるひとり親家庭のおかれている状況について
- ・ひとり親家庭の母親が必要としている自立支援策について

(3) H市母子家庭及び寡婦自立支援懇話会の設置

計画策定にあたって幅広い意見を求めるために、公募市民を含む関係者で構成された「H市母子家庭及び寡婦自立支援懇話会」が設置され、筆者が座長を務める。

(4) 計画期間と計画の推進

- ① この計画は、平成18年度を初年度とし、平成22年度を目標年度とする5年間の計画である。
- ② 計画の推進にあたっては、当事者団体など関係団体と連携し施策を推進することと、合わせて、毎年全庁的に進捗状況を把握し、「市社会福祉審議会」に報告し、市民に公表することとした。

4. ひとり親家庭の現状

ひとり親家庭、なかでも母子世帯の実態は、全国母子世帯等調査結果報告〔2003（平成15）年11月1日〕からみると、母子世帯となった理由では、前回調査〔1998（平成10）年11月1日〕と比較して、死別が17.7%減少（178,800世帯→147,200世帯）する一方で、生別によるものは41.1%増加（763,100世帯→1,076,400世帯）し、生別世帯の内訳をみると離婚が49.7%、未婚の母が1.7

ひとり親家庭の自立支援

%それぞれ増加しており、構成割合では、全体の約9割が生別世帯となっている。未婚の母については、1983（昭和58）年には、3万8,300世帯であったのが2003（平成15）年には、7万500世帯となり、約1.8倍になっている。逆に、死別世帯は1983（昭和58）年には、25万9,300世帯であったのが2003（平成15）年には、14万7,200世帯と減少している。（表1の通り）

（表1）母子世帯になった理由別、母子世帯数及び構成割合の推移

調査 年次	世帯数（単位千世帯）					構成割合（単位：％）			
	総数	死別	生別			死別	生別		
			離婚	未婚の母	その他		離婚	未婚の母	その他
1983	718.1	259.3	352.5	38.3	67.9	36.1%	49.1%	5.3%	9.5%
1988	849.2	252.3	529.1	30.4	37.3	29.7%	62.3%	3.6%	4.4%
1993	789.9	194.5	507.6	37.5	33.4	24.6%	64.3%	4.7%	4.2%
1998	954.9	178.8	653.6	69.3	40.2	18.7%	68.4%	7.3%	4.2%
2003	1225.4	147.2	978.5	70.5	27.3	12.0%	79.9%	8.6%	2.2%

全国母子世帯等調査結果報告（2003（平成15）年11月1日）厚生労働省雇用均等・児童家庭局

こうした母子家庭の増加の要因は離婚件数の増加で、離婚件数は1963（昭和39）年以降は毎年増加し、1991（昭和58）年をピークに減少に転じたが、1991（平成3）年から再び増加し、2000（平成14）年の離婚件数は、28万9,836件（厚生労働省「人口動態統計」より）と過去最高の数値を示した。2004（平成16）年の離婚件数は27万815件と変わらず高い数値を示している。

近年の離婚の増加の原因については、一概には言えないが、離婚についての考え方の変化や、女性の経済的自立の進展など、近年の社会情勢の変化により、以前と比較して、離婚への抵抗が少ない環境に変化してきていることが考えられる。H市の在する大阪府下の離婚件数も2002（平成14）年は、24,808と過去最高の数値を示している。

今回の計画策定市であるH市の最近の離婚件数と離婚率の推移をみると、年度ごとの増減はあるものの、離婚件数は、ここ数年は1,300件程度で推移している。平成16年の離婚件数は1,333件、離婚率が2.60（人口千人対比）となっている。しかし、離婚率をみても平成16年の数値では、全国が2.15であり、大阪府が2.51であるのに対し、H市は2.60と高い数値を示している。（表2の通り）

H市のひとり親世帯の状況をみると、2000（平成7）年に母子家庭は2,554件、父子家庭は441件であり、2000（平成12）年には母子家庭は3,259件、父子家庭は431件となり、この5年間で母子家庭は27.6%の増加であり、父子家庭は2.3%の減少となっている。（国勢調査より）

ひとり親家庭の自立支援

(表2) 離婚件数、離婚率の推移

年次	H 市		大 阪 府		全 国	
	離婚件数	離 婚 率	離婚件数	離 婚 率	離婚件数	離 婚 率
1998年	1,194	2.31	20,906	2.42	243,183	1.94
1999年	1,359	2.63	21,833	2.53	250,529	2.00
2000年	1,305	2.53	22,715	2.63	264,246	2.10
2001年	1,361	2.64	24,252	2.80	285,911	2.27
2002年	1,360	2.65	24,808	2.87	289,836	2.30
2003年	1,323	2.58	23,459	2.71	283,854	2.25
2004年	1,333	2.60	21,741	2.51	270,825	2.15

資料：厚生労働省・大阪府 (注) 離婚率：人口千人対比

また、一方で離婚の増加により、児童扶養手当受給資格者も増加している。児童扶養手当制度は、父母の離婚などによって父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当が支給され、児童の福祉の向上を図ることを目的とした制度である。手当の支給を受けるのは、支給対象児童を監護している母か、母がいなくてもしくは母が監護していない場合は養育者に支給される。平成18年3月末現在で、全国で93万5,966人が手当を受けている。

H市において受給資格者数は、2000（平成12）年は3,830世帯であったのが、2005（平成17）年には、5,769世帯となり、離婚件数の増加に比例して増加傾向にある。この6年間で約1.5倍になっている。（表3の通り）

その他に、母子世帯への所得保障に関するものとしては、昭和34年に制定された国民年金法に基づき、遺族基礎年金が支給されている。

(表3) H市児童扶養手当受給資格者数の推移

年 次	受給資格者数	前年比増減	受給者数	受給者数		支給停止者数
				全 部	一 部	
2000年	3,830	—	3,464	2,997	467	366
2001年	4,187	109.32%	3,841	3,356	485	346
2002年	4,611	110.13%	4,276	3,796	480	335
2003年	5,110	110.82%	4,730	3,498	1,232	380
2004年	5,488	107.40%	5,078	3,787	1,291	410
2005年	5,769	105.12%	5,310	4,023	1,287	459

資料：H市

ひとり親家庭の自立支援

次に、H市における母子世帯の生活保護受給状況をみると、平成17年9月では1,633世帯となっている。平成13年度からの増加率を全国や大阪府と比較すると、全国では32.0%大阪府では44.4%であるのに対し、H市では80%の増加となっている。

また、生活保護受給世帯に占める母子家庭の割合をみると、H市では16.7%で、6世帯に1世帯が母子家庭となっており、大阪府平均よりはやや高く、全校平均のほぼ2倍となっている。

(表4の通り)

(表4) 生活保護受給母子世帯数の推移

	H市合計	A福祉事務所	B福祉事務所	C福祉事務所	大阪府	全国
平成13年度	907	195	289	423	7,079	68,460
構成比	12.9%	18.3%	16.0%	10.2%	14.2%	8.5%
平成14年度	1,152	237	396	519	8,175	75,097
構成比	14.7%	20.4%	18.9%	11.3%	14.8%	8.6%
平成15年度	1,367	265	496	606	9,157	62,216
構成比	15.9%	21.0%	20.8%	12.2%	15.1%	8.7%
平成16年度	1,520	293	578	649	9,903	87,478
構成比	16.5%	21.4%	22.2%	12.4%	15.1%	8.8%
平成17年度	1,633	294	655	684	10,219	90,360
構成比	16.7%	20.6%	23.4%	12.4%	14.8%	8.7%

※平成13年度～平成16年度は、平均値である。平成17年度は平成17年9月現在の数。

※「大阪府」の数は、中核市を含み大阪市を除く数。

5. ひとり親家庭の抱える課題

前述のようなひとり親家庭の現状を踏まえ、今回のアンケート調査の結果に基づいてひとり親家庭のもつ課題を分析し、自立支援方策（支援計画）へつなげていく。調査は、母子家庭、父子家庭、寡婦家庭ごとに行ったが、今回は、なかでも問題点・課題の最も深刻な母子家庭に視点をあてて論じていきたい。

(1) 回答者の属性

母子家庭の母親の年齢は30歳代が44.8%と最も高く、40歳代が38.1%と続いている。父子家庭の父親の年齢は40歳代が46.0%と最も高く、50歳以上が31.7%となっている。寡婦家庭は70歳以上が半数以上を占めており、高齢化による課題も抱えている。ひとり親家庭になった時の年齢は、母子家庭では、「30～34歳」が27.2%と最も高い割合であるものの「25～29歳」「35～39歳」も20

ひとり親家庭の自立支援

%代ではほぼ同様の割合になっている。ひとり親家庭になってからの年数は、母子・父子家庭とも「5～10年未満」が最も高く、「1～3年未満」、「3～5年未満」と続いている。同居している家族は母子・父子家庭ともに「本人と子ども」の核家族が70%を越え、3世代家族は20%前後となっている。

子どもの状況は、母子家庭では「小学校4～6年」「中学生」が約30%、次に「小学校1～3年」(24.6%)、「高校生」(24.4%)がほぼ同率で続いている。父子家庭は「高校生」が41.3%と最も高く、続いて「中学生」(31.7%)、「就労中」(23.8%)の順となっており、子どもの年齢層は母子家庭よりも高くなっている。また、母子家庭では就学前の子どもが28.6%とこれも高い数値を示しており、養育上の課題を抱えている。

住居の状況を見ると、母子家庭では「民間の賃貸住宅」が過半数を占め、ついで「親・親族の家に同居」(16.7%)、「持ち家(1戸建・分譲マンション)」(16.3%)と続いている。父子家庭は「持ち家(1戸建・分譲マンション)」が58.7%と過半数を占め、ついで「民間の賃貸住宅」が25.4%となっている。

ひとり親になった理由は、母子・父子家庭ともに「離婚」(母子92.7%、父子71.4%)が最も高く、特に母子は全体の90%以上を占めている。「死別」は寡婦家庭で80.2%と高い比率を示しており、父子家庭で28.6%、母子家庭では1.7%と低い比率である。

(2) 就労の実態

就労の有無は、母子・父子ともに「働いている」が最も多く、80%以上を占めている。「働いていない」は母子で18.8%、父子では12.7%である。

就労形態は、母子家庭で「パート・アルバイト・嘱託社員など」が過半数を占め、不安定就労が目立つ一方、父子家庭では「正社員・正職員」が69.1%を占めている。(表5の通り)

(表5) ひとり親家庭の就労形態 (アンケート結果)

[母子 N=587, 父子 N=55]

就労形態	事業主	正社員・ 正職員	パート・ 嘱託社員	派遣社員	家族従業者	その他	無回答
母子家庭	2.0%	31.3%	56.2%	6.3%	1.5%	1.5%	0.2%
父子家庭	16.4%	69.1%	7.3%	1.8%	0.0%	0.0%	5.5%

続いて、職種についてみると、母子家庭は、「事務的な仕事(一般事務、経理事務、医療事務など)」が34.8%と最も高く、ついで「サービスの仕事(ハウスクリーニング、飲食店員、清掃員、理美容師、ホームヘルパーなど)」が18.9%と、「製造・技能・労務の仕事」が16.5%となっている。

父子家庭は、「製造・技能・労務の仕事」が最も高く、「営業・販売の仕事(商店店員、セールス、外交員など)」と「運輸・通信の仕事(タクシー運転手、宅配便など)」が同率の16.4%で続いている。(表6の通り)

(表6) ひとり親家庭の職種 (アンケート結果)

〔母子 N=587, 父子 N=55〕

職種	専門・技術・管理	事務的な仕事	営業・販売の仕事	運輸・通信の仕事	製造・技能・労務	サービスの仕事	その他
母子家庭	11.0%	34.8%	12.3%	2.4%	16.5%	18.9%	4.1%
父子家庭	25.5%	0.0%	16.4%	16.4%	29.1%	9.1%	3.6%

次に、働いていない理由をみると、母子家庭では「病弱なため」と「仕事が見つからない」が43.4%と41.9%で拮抗している。ついで、「子どもの面倒をみるため」が34.6%となっている。父子家庭では、「病弱なため」が最も高い割合で75.0%、次に「子どもの面倒をみるため」が37.5%となっている。

(3) ひとり親家庭の経済状況

ひとり親家庭なかでも母子家庭は不安定な就労状況を反映し、就労収入だけでは生計の維持は困難な状況にある。世帯収入の構成をみると、母子家庭では「児童扶養手当」(80.4%)と「あなた就労収入」(79.3%)が高く、次に「児童手当」が44.1%となっている。また、「父親からの養育費」は10.9%と低く、「生活保護」は23.5%となっている。父子家庭では「あなたの就労収入」が84.1%と最も高くなっている。

年間の総収入をみると、母子家庭は、「100万円未満」が17.3%、「100～200万円未満」が34.8%で、「なし」の0.6%と合わせて母子家庭の52.1%、半数以上が200万円未満となっている。また、母子家庭の73.0%、4世帯のうち3世帯が300万円未満の収入で生計を維持している。父子家庭は「600万円以上」が20.6%で最も高くなっているものの、200万円未満が14.3%であり、収入のばらつきが大きくなっている。(表7の通り)

(表7) ひとり親家庭の年間総収入 (アンケート結果)

〔母子 N=724, 父子 N=63〕

	100万円未満・なし含	100～150万円未満	150～200万円未満	200～250万円未満	250～350万円未満	350～450万円未満	450～600万円未満	600万円以上	無回答
母子家庭	17.3%	16.7%	18.1%	11.9%	13.3%	6.5%	0.5%	0.7%	15.1%
父子家庭	1.6%	7.9%	4.8%	11.1%	15.9%	17.5%	9.5%	20.6%	11.1%

就業による収入では、母子家庭では「100万円未満」が24.2%で最も高く、「なし」10.4%と合わせると、3世帯に2世帯は100万円未満の就労収入で生計を維持しているという厳しい現状が明確に現れている。父子家庭では「600万円以上」が15.9%と最も高い割合となっている。

(表8の通り)

ひとり親家庭の自立支援

(表 8) ひとり親家庭の就業収入 (税込み)

[母子 N=724, 父子 N=63]

	100万円未満・なし含	100～150未満	150～200未満	200～250未満	250～350未満	350～450未満	450～600未満	600万円以上	無回答
母子家庭	34.6%	16.4%	9.4%	8.6%	5.9%	3.3%	0.9%	0.6%	20.3%
父子家庭	12.6%	6.4%	4.8%	7.9%	9.5%	6.4%	9.5%	15.9%	27.0%

(アンケート結果)

(4) 養育費について

養育費については、母子家庭では「取り決めはしなかった」が56.0%が最も高く、次に「公正証書、判決、調停調書等の公文書で取り決めをした」が17.6%、「文書は交わしていないが、取り決めをした」が13.4%、「私的文書で取り決めをした」8.9%となっている。父子家庭では「取り決めはしなかった」が68.9%となっている。

養育費を受け取る子どもの数は「1人」が45.9%で、「2人」が39.9%となっている。養育費の月額額は、「3万円台」が22.4%と最も高く、ついで「2万円台」が18.7%と、「5万円台」が16.8%と続いている。取り決めの順守では「取り決めが守られていない」が48.5%と高く、「取り決めは守られている」が31.0%、「取り決め(受給額、期間等)が一部守られていない」が16.8%となっている。養育費は40%の母子家庭の母が取り決めをしており、そのうち30%が養育費を受け取っているということは、実際には母子家庭全体の僅か12%の母子家庭が養育費を得ていることになる。子どもの養育に対して、父親が経済的にも放棄しており、その無責任さが如実に現れている。

(5) 健康や生活についての心配事や悩み

現在の健康状態は、母子・父子家庭とも「健康」の割合が最も高く、母子家庭で49.0%、父子家庭で55.6%となっている。「眠れないなど、精神面で疲れている」は、母子家庭で23.9%、父子家庭で19.0%となっており、「通院中」が母子家庭で16.9%、父子家庭で17.5%となっている。健康面で不安をかかえる家庭の率が高いことが伺える。

生活の状況は、母子家庭・父子家庭ともに「苦しい」が半数近くを占め、「大変苦しい」と合わせると、母子家庭で78.8%、父子家庭で71.4%と高くなっている。(表 9 の通り)

(表 9) 現在の生活の状況

[母子 N=724, 父子 N=63]

	余裕がある	普通	苦しい	大変苦しい	わからない	無回答
母子家庭	0.8%	18.2%	47.9%	30.9%	1.9%	0.1%
父子家庭	3.2%	23.8%	44.4%	27.0%	0	1.6%

(アンケート結果)

ひとり親家庭の自立支援

現在の心配事や悩みは、母子家庭・父子家庭ともに「生活費が少ない」が最も高く、特に母子家庭では70%以上になっている。次に「子どもの将来が不安である」（母子家庭47.0%、父子家庭42.9%）が高くなっている。父子家庭では「借金がある」も42.9%と高い割合を占めている。

また、「自分の時間が十分に取れない」、「子どもとの団欒の時間が十分とれない」も母子家庭・父子家庭ともに30%を超えている。母子家庭では、「養育費がもらえない」も37.6%と高くなっている。（複数回答）

以上のように「ひとり親家庭」においては、安定的な就労環境に就くことが困難な状況にある。従って、経済状況も非常に厳しく、「毎日の生活が苦しい」とあるように、多くの問題・課題を抱えている。こうした状況を踏まえ、次のような施策提言を行った。

6. 計画の基本目標

(1) 基本目標

「ひとり親家庭の一人ひとりが安心して暮らせ、子育ての喜びが実感できるまち」

(2) 基本的な姿勢

- ◆きめ細やかな福祉サービスを提供し、ひとり親家庭の自立を支援するしくみづくりを進める。
- ◆ひとり親家庭の子どもが安心して、自分らしくいられるよう、生活環境を整備する。
- ◆ひとり親家庭であることが不利にならない社会を実現するため、社会に働きかける。

そのために

① 市の役割

ひとり親家庭の状況を十分に理解し、ひとり親家庭の一人ひとりがH市で暮らしてよかったと実感できるよう、きめ細やかな自立支援を推進する。

② 当事者の役割

この計画の対象となる当事者は、自らの生き方に誇りをもちながら、生活の自立と向上に務める。

③ 企業・事業所の役割

企業・事業所においては、「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」にも明記されているように、ひとり親家庭の母の雇用を進めることが期待されている。また、仕事と子育ての両立が円滑にできるように、職場の雰囲気づくりをするなど職場環境を整備することも求められている。

④ 市民の役割

ひとり親家庭を社会における家族形態のひとつとして理解し、その親と子の人権を侵

ひとり親家庭の自立支援

害することのないよう、ひとり親家庭の抱える課題を正確に理解し、協力すること。
を基本目標に定めた。

7. 自立支援プログラム

1. 具体的な自立支援プログラム

◆基本目標

ひとり親家庭の一人ひとりが安心して暮らせ、子育ての喜びが実感できるまち

◆施策の体系

施策の方向	施策の内容
(1) 就業の支援	① 安定した就業に向けた能力の開発
	② ひとり親家庭の母親、父親、寡婦の雇い入れの促進
	③ 就業の促進に対する総合的サポートの推進
(2) 子育てや生活面の支援	① 保育サービスの充実
	② 家庭での養育を支えるサービスの充実
	③ 母子生活支援施設を利用した生活支援、自立支援の充実
	④ 住宅の確保に向けた支援の充実
(3) 養育費確保の促進	① 養育費の取り決めの推進
	② 養育費に関する啓発の推進
(4) 経済的な支援	① 基本的な生活への支援
	② 生活の向上と安定のための貸付
	③ 各種経済的支援策に関する情報提供の充実
(5) 相談機能や情報提供の充実	① 情報提供の充実
	② 相談機能の充実と連携
	③ 相談にあたる者の資質の向上
(6) 母子寡婦福祉団体等との連携強化	① 母子寡婦福祉団体との連携の強化、団体活動への支援
	② 関係機関の連携

2. 具体的施策の方向

(1) 就業の支援

ひとり親家庭、特に母子家庭が十分な収入を得て自立した生活を営めるように、一人ひとりの状況に応じた就業相談や職業能力の向上のための就業講習会や職業訓練の実施など、安定した職業に結びつくための総合的な職業支援体制を整備していく。

また、ひとり親家庭の親が安心して仕事と子育ての両立ができるような社会的風土を醸成するための情報提供や啓発に努める。

(2) 子育てや生活面の支援

ひとり親家庭の親が安心して子育ての仕事、あるいは就業のための訓練を両立させることができるように、延長保育など多様な保育サービスを提供していく。

子育てや生活支援にあたっては、地域の資源や人材を活用し、地域全体で支えていくようなしくみづくりを進めていく。

(3) 養育費確保の促進

子どもの養育に対する責務は両親にあり、離婚によって変わるものではなく、養育をしない親として養育費の支払いは当然の義務である。子どものしあわせを第一に考えた養育費確保に向けた広報・啓発を行うとともに、養育費の取り決め書類の作成や履行確保の相談を充実させる。

(4) 経済的な支援

ひとり親家庭に対する経済的支援策として、児童扶養手当の支給やひとり親家庭等医療費の助成、母子寡婦福祉資金貸付などを行う。また、これらの制度について積極的に情報提供を行うとともに、利用者の立場たった貸付・給付事務の実施に努める。

(5) 相談機能や情報提供の充実

各福祉事務所の母子自立支援員を中心に、担当各課、母子福祉推進委員、民生・児童委員、母子寡婦福祉団体などと連携を図りながら相談体制を実施していく。また、パンフレットなどの配付やインターネットなど様々な媒体を活用して情報提供を行い、支援策の一層の充実を図る。

(6) 母子寡婦福祉団体等との連携強化

母子寡婦福祉会が行政のひとり親家庭の自立支援策を進めていくための、協働のパートナーとして活動できるように支援、連携していく。また、母子家庭の母親、父子家庭の父親、寡婦が抱える様々な課題を解決するための自助グループの育成や、交流、ネットワークづくりを支援していく。

以上の6点を具体的な施策として推進することが提言として取りまとめられた。

8. ま と め

ひとり親家庭の原因には、死別、離婚、未婚など様々なものがあり、また、そこに至るまでには、それぞれの事情・過程がある。その結果、子育てと生計の担い手という二重の役割を担うことになり、特に、ひとり親家庭になった直後からは生活環境は急激に変化し収入、住居、子育てなど多くの生活課題に直面する。なかでも母子家庭の母は、それまでに結婚、出産、子育てと就労した経験の少ない例が多く、ひとり親になったからといって急に就労して生計を維持していくことは現実に困難である。さらに、養育費についても、その多くが十分に受け取ることができないとアンケート調査の結果にでている。母子家庭等ひとり親家庭の収入の安定、生活の安定を図ることが、子どもの養育上からみても最重要課題であり、これを踏まえたひとり親家庭へのきめ細かな自立支援策の策定・実施が求められる。

しかし、一方ではこうした様々な問題に直面する「ひとり親家庭」に対し、それは「本人の問題」であり、「当事者同士で解決すべき」で「離婚は特別なもの」「本人の自己責任」という固定的な先入観や価値観が存在している。現在の社会は、いろいろな家庭形態によって形成されており、それぞれが多様な考え方や価値観を有しながらもお互いが違いを認め合って共に生活しており、「ひとり親家庭」もそうした家族形態のうちの一つであるといえる。また、ひとり親家庭の児童の人権を守るためにも、就労、住居、子育てなどあらゆる生活場面での偏見・差別を克服し、自立に向けて努力している「ひとり親家庭」への支援は、共生社会の一員として、緊急かつ重要な福祉課題である。